

2010年度ひこね市民活動センター利用規約

(主旨)

第1条 この規約は、ひこね市民活動センター(以下「センター」という)の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(所在)

第2条 センターの位置は彦根市金亀町7-5とする。

(事務局)

第3条 センターの運営・管理はひこね市民活動センター運営委員会が行う。

(使用許可)

第4条 センターを利用するものは、事務局に使用許可を申請すること。

使用目的が運営方針に合致しているかどうか疑義がある場合は、運営委員会で検討し申請者にその可否を連絡する。

(使用の制限)

第5条 運営委員会は、センターの運営・管理上必要があると認めるときは、使用の制限その他必要条件を付することができる。次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しないものとする。

- 1) 運営方針に合致しないとき
- 2) 公益を害するとき
- 3) 施設または設備を損傷し、滅失するおそれがあるとき
- 4) 暴力不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき
- 5) その他運営委員会において適当でないと認められるとき

(使用許可の取り消し)

第6条 運営委員会は、次号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- 1) 前条各号の規定に該当したとき
- 2) 災害その他不可抗力による理由のため利用できなくなったとき
- 3) 別紙定める利用案内の規定に違反したとき
- 4) その他、管理の都合により特に必要が生じたとき
- 5) 前項1号から4号の規定に該当し、使用許可の取り消しの場合において、使用者に損害が生じても当センターはその責任を負わない。

(使用時間)

第7条 センターの使用時間は、原則午前9時から午後5時までとする。ただし、事務局が必要と認めるときは、時間外でも使用することができる。

(使用料金)

第8条 センターの使用料金は、光熱水費等の実費として別紙の通りとする。

(使用料金の返還)

第9条 既納の使用料は返還しない。

(使用者の厳守事項)

第10条 センターの使用許可を受けたものは、次の各号にあげる事項を守らなければならない。

- 1) 許可を受けた目的以外に使用し、または他人に使用させないこと
- 2) 許可を受けた施設以外は使用しないこと
- 3) 許可を受けた使用時間を厳守すること
- 4) 火気に注意すること
- 5) 館内への動物の持ち込みは禁止(盲導犬、介助犬を除く)
- 6) 室の利用を終了したときには、清掃し現状に服すること
- 7) 使用後は、利用ノートに記入事項を記入すること
- 8) セキュリティーを解除あるいはセットされた方はノートに記入事項を記入すること
- 9) 前各号のほか、運営委員会が特に指示した事項